

「消費税インボイス」情報 基礎

インボイスは、消費税制の新しいキーワードです。
歯科技工所の経営者は「歯科技工所とインボイス」の基本的な用語を理解し、来る変更に備えましょう。

インボイス周知 原則
それぞれの経営判断に
利用できる
基本的な情報を提供する

☆ 歯科技工業は消費税“課税業種”(第5種サービス業)です。

歯科技工所にはその売上規模から、消費税の「免税事業者」「簡易課税事業者」「本則課税事業者」が混在しています。

社会保険自体は“非課税”であり、歯科技工所の売上のうち平均九割は社会保険に係る受託です。

＜社会保険と消費税(抄)＞
社会保険自体は“非課税”です。
社会保険点数には、「消費税支払いの原資」が予め付加されています。

他方、税法の歯科技工所の売上に「社会保険か自費かの区別」はありません。

- ✓ 歯科技工所のすべての売上は消費税の対象です。
- ✓ 『免税』という言葉は「課税であるが、納税を必要としない」という意味です。
- ✓ 『簡易課税』は納税方法のひとつです。
- ✓ 歯科医療機関の売上は、①社会保険部分は消費税非課税ですが、②社会保険売上“以外”の部分は消費税“課税”です。ですから歯科医療機関にもまた、消費税の「免税事業者」「簡易課税事業者」「本則課税事業者」が混在しています。

2023(令和5)年の消費税制の変更にあたり、歯科技工士会は、[日本歯技]を始めとする広報媒体を通じて、それぞれの“経営判断”に利用できる基本的な情報を提供します。

消費税(取引)区分	詳細
課税(取引)	消費税がかかる通常の取引
非課税(取引)	社会保険診療等、社会政策的配慮から課税の対象としない取引
不課税(取引)	そもそも消費税の対象にならない取引
免税(取引)	国外での取引や、消費が国外であるために、消費税が免除される取引

そもそも本則課税の歯科技工所は、インボイスへの移行時にも選択する必要はありません。

免税と簡易課税の歯科技工所は、自社・歯科医療機関・外注先の各ステータスを当て嵌め、選択します。

組み合わせ			歯科技工所の選択肢	理由
歯科技工所	歯科医療機関(売上相手先)	外注先(支払相手先)		
免税又は簡易課税	免税又は簡易課税	免税又は簡易課税	現在のステータスを維持	インボイス制度の影響を受ける者がいないため
免税	本則課税	免税又は簡易課税	課税事業者(本則・簡易)を検討	売上相手先において消費税の仕入税額控除が取れなくなるため
免税又は簡易課税	免税又は簡易課税	本則課税	現在のステータスを維持	売上相手先、支払相手先への影響は無いため
免税	本則課税	本則課税	課税事業者(本則・簡易)を検討	売上相手先において消費税の仕入税額控除が取れなくなるため

(未定稿)

インボイス説明資料

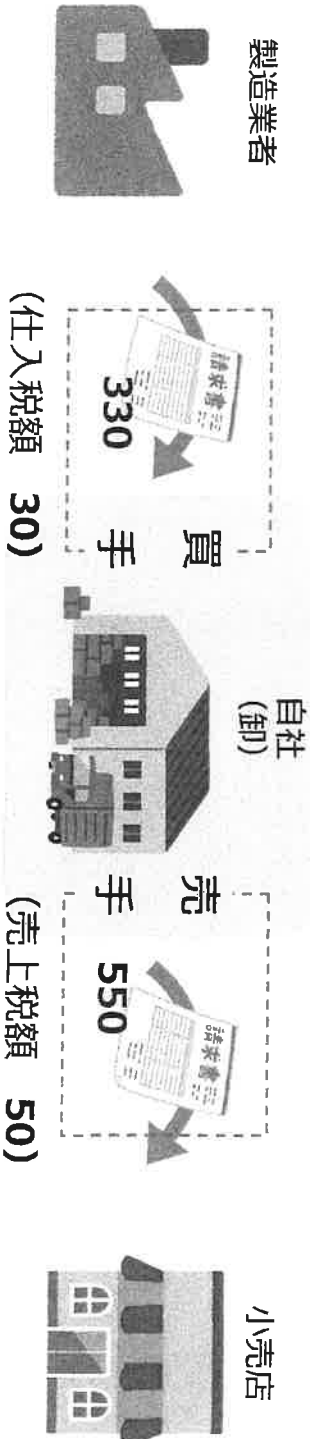
令和3年12月
財務省主税局税制第二課

消費税の税額計算と仕入税額控除について

○消費税の税額計算

売上税額 - 仕入税額 = 納税額

→ 「仕入税額控除」



○仕入税額控除の要件

現行制度

～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した 帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入 れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加さ れた仕入れの事実を記載 した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠 書類の保存	一定の記載事項が追加された請求 書等 (区分記載請求書等) の客観 的な証拠書類の保存	適格請求書 (インボイ ス) の保存

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★適格請求書（インボイス）⇒ 売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における
暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書	株式会社	
○〇株式会社	株式会社	
●年■月分	請求金額	43,600円
■月1日	割りばし	550円
■月3日	牛 肉 ※	5,400円
合計		43,600円
	(10%対象 22,000円)	
	(8%対象 21,600円)	

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

（ポイント）

- 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“**追記**”が可能
- **免税事業者でも発行可能**
- 区分記載請求書の“**交付義務**”はない

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書	株式会社	株式会社 (T1234...)
○〇株式会社	株式会社	
●年■月分	請求金額	43,600円
■月1日	割りばし	550円
■月3日	牛 肉 ※	5,400円
合計		43,600円
	10%対象 22,000円	内税 2,000円
	8%対象 21,600円	内税 1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① **登録番号**
《課税事業者のみ登録可》
 - ② **適用税率**
 - ③ **消費税額**

（ポイント）

- 交付するインボイスは、これまでの**請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ**（受領者による“追記”は不可）
- **免税事業者は発行不可**（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- 登録した事業者は、買い手の求めに応じて**インボイス交付義務・写しの保存義務が発生**

支払通知書のインボイス対応 (イメージ)

- 区分記載請求書等保存方式、適格請求書等保存方式においても、仕入明細書による仕入税額控除が認められる。その場合、以前 (請求書等保存方式) 同様に課税仕入れの相手方 (売り手) の確認を受けたものに限られる点に留意。
- 区分記載請求書等保存方式による追加事項：①軽減対象資産の譲渡等である旨
②税率ごとに区分して合計した支払対価の額
- 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) による追加事項
：上記①② + ③課税仕入れの相手方 (売り手) の登録番号 ④適用税率及び消費税額等
- 仕入明細書の記載事項は、1つの書類のみで満たしている必要はなく、相互の関連が明確な複数の書類 (例えば納品書と支払通知書など) 全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類をインボイスとすることが可能。

以前 (請求書等保存方式時) 使用されていた支払通知書

軽減税率制度・インボイス制度対応

支払通知書
「4月分」

○年○月○日

●● (株) 御中 買い手 (株) △△

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計		226,800円			
月	日	取引	伝票番号	支払金額(税抜き)	
4	1	仕入	123	2,600	
	3	仕入	456	5,900	
	4	仕入	789	30,000	
			...		
合計				仕入額	210,000円
				税率	8%
				消費税額等	16,800円

仕入伝票(納品書)

○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品	1	2,000
日用品	1	600

課税仕入れの相手方
(売り手) の登録番号
を記載

課税仕入れの相手方
(売り手) の確認を受
けたことを示す文言

支払通知書
「4月分」

○年○月○日

●● (株) 御中 買い手 (株) △△

T123456...

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計		229,000円				
月	日	取引	伝票番号	支払金額(税抜き)	税率	消費税額等
4	1	仕入	123	2,000	8%	600
	3	仕入	456	5,900	8%	30,000
	4	仕入	789	30,000	10%	
			...			
合計				仕入額	100,000円	8,000円
				10%対象	110,000円	11,000円

税率ごとに分け
て作成すること
も可能

仕入伝票(納品書)

○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品※	1	2,000
日用品	1	600

(注)※は軽減税率対象

返品があった場合の対応について

- 適格請求書等保存方式において、対価の返還等（値引き・返品・割戻し）が行われた場合には、「売り手」から「買い手」に対して「適格返還請求書」を交付する必要がある。
- 適格返還請求書の記載事項は以下のとおり
 - ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ② 登録番号
 - ③ 対価の返還等を行う年月日
 - ④ 対価の返還等に係る課税資産の譲渡等を行った年月日
 - ⑤ 対価の返還等に係る課税資産の譲渡等の内容（軽減対象である場合にはその旨）
 - ⑥ 対価の返還等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額
 - ⑦ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率
- 適格返還請求書の記載事項は、相互の関連が明確な複数の書類により満たすことが可能。
- 適格返還請求書と適格請求書の内容を一の書類で記載することも可能。その場合、対価の額と消費税額等については、（得意先ごとに）継続適用を条件に、相殺表示が可能。（消費税額等は、返品額相殺後の対価の額から計算）

軽減税率制度・インボイス制度対応

請求書
《4月分》
○年○月○日
(株)△△
登録番号: T123456...

●● (株)御中
請求金額合計 214,760円

月	日	取引	伝票番号	売上金額(税抜き)	
4	1	売上	123	8%	2,000
				10%	600
3	3	返品	456	8%	1,500
				10%	300
4	4	売上	789	10%	30,000
合計				売上額	消費税額等
8%対象				100,000円	8,000円
10%対象				110,000円	-10,000円
				返品額	消費税額等
				-3,000円	-240円
				消費税額等	消費税額等
				11,000円	-1,000円

仕入伝票(納品書)
○年4月1日 伝票No.123
(品名) (数量) (税抜金額)
食品※ 1 2,000
日用品 1 600
(注)※は軽減税率対象

返品伝票
○年4月3日 伝票No.456
(品名) (数量) (税抜金額)
○年3月食品※ 1 1,500
○年2月日用品 1 300
(注)※は軽減税率対象

いつの売上に係る返品かを示す必要があるが、月単位や「〇月～△月分」といった記載も可能であるほか、返品等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、その処理に基づく年月日の記載でも差し支えない。
例)「前月末日」や、その商品の「最終取引年月日」

継続適用を条件に、相殺表示が可能(※)
8% 売上額 97,000円 税額 7,760円
10% 売上額 100,000円 税額 10,000円

※ 相殺表示を行う際は、相殺後の対価の額から税額を計算し、端数処理もそのタイミングで行う

返品があった場合の請求シスによる対応について

- 適格請求書等保存方式において、請求シス対応（仕入明細書）による仕入税額控除も認められる。
- 対価の返還等が行われた場合には、「買い手」が適格返還請求書の記載事項を記載した仕入明細書を作成し、「売り手」の確認を受けることで、「売り手」の適格返還請求書の交付は不要。
- 仕入明細書による仕入税額控除を行う場合、対価の返還等（適格返還請求書）とそれ以外（適格請求書）の内容を、一の書類で記載することも可能。その場合、対価の額と消費税額等については、（得意先ごとに）継続適用を条件に、相殺表示が可能。（消費税額等は、返品額相殺後の対価の額から計算）

軽減税率制度・インボイス制度対応

支払通知書
《4月分》

○年○月○日

●●(株)御中
登録番号:T123456...

(株)△△

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計		214,760円			
月	日	取引	伝票番号	支払金額(税抜き)	消費税額等
4	1	仕入	123	8%	2,000
				10%	600
	3	返品	456	8%	1,500
				10%	300
4		仕入	789	10%	30,000
合計		仕入額	消費税額等	返品額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円	-3,000円	-240円
10%対象		110,000円	11,000円	-10,000円	-1,000円

仕入伝票(納品書)

○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品※	1	2,000
日用品	1	600

(注)※は軽減税率対象

返品伝票

○年4月3日 伝票No.456

(品名)	(数量)	(税抜金額)
○年3月食品※	1	1,500
○年2月日用品	1	300

(注)※は軽減税率対象

いつの売上に係る返品かを示す必要があるが、月単位や「○月～△月分」といった記載も可能であるほか、返品等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、その処理に基づく年月日の記載でも差し支えない。
例)「前月末日」や、その商品の「最終取引年月日」

本来対価の返還等がある場合、「売り手」から適格返還請求書の交付を行う必要があるが、適格返還請求書の記載事項を記載した仕入明細書を作成し、「売り手」の確認を受けることで足りる

継続適用を条件に、相殺表示が可能(※)

8%	仕入額	97,000円	税額	7,760円
10%	仕入額	100,000円	税額	10,000円

※ 相殺表示を行う際は、相殺後の対価の額から税額を計算し、端数処理もそのタイミングで行う

何をインボイスとするか

ケース1 各納品書をインボイスとする場合

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス	○
保存義務	○
買手:○	○
売手:○	○

○株式会社 御中		納品書		RO. 7. 5 No.A	
品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
かんづめa1※	35				
かんづめa2※	35				
発泡酒	46	8%	5	75	
8%対象合計	70	8%	5	75	
10%対象合計	46	10%	4	50	

※は軽減税率対象品目

1インボイスにつき、
税率ごとの増徴処理1回

登録番号:T1234...
■株式会社

インボイス	○
保存義務	○
買手:○	○
売手:○	○

○株式会社 御中		納品書		RO. 7. 20 No.B	
品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
かんづめb1※	35				
かんづめb2※	35				
発泡酒	46	8%	5	75	
8%対象合計	70	8%	5	75	
10%対象合計	46	10%	4	50	

※は軽減税率対象品目

1インボイスにつき、
税率ごとの増徴処理1回

登録番号:T1234...
■株式会社

インボイス	×
保存義務	○
買手:×	×
売手:×	×

○株式会社 御中		請求書		RO. 7. 31	
今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/30までにお振り込みください。					
請求金額	:	250	(税込金額)		

■株式会社

(注)各書類中、太文字(ニシツク体)が「インボイス」記載事項を示す。

ケース2 月次請求書をインボイスとするケース

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス	×
保存義務	○
買手:×	×
売手:×	×

○株式会社 御中		納品書		RO. 7. 5 No.A	
品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
かんづめa1	35				
かんづめa2	35				
発泡酒	46	8%	5	75	
合計	116				

■株式会社

インボイス	×
保存義務	○
買手:×	×
売手:×	×

○株式会社 御中		納品書		RO. 7. 20 No.B	
品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
かんづめa1	35				
かんづめa2	35				
発泡酒	46	8%	5	75	
合計	116				

■株式会社

インボイス	○
保存義務	○
買手:○	○
売手:○	○

○株式会社 御中		請求書		RO. 7. 31	
(納品日)	(品名)	(税抜金額)			
7月5日	かんづめa1※	35			
...			
8%対象合計	140	8%	11	151	
10%対象合計	92	10%	9	101	
請求金額			252		

1インボイスにつき、
税率ごとの増徴処理1回

登録番号:T1234...
■株式会社

※は軽減税率対象品目

適格請求書等保存方式における特例について

- 適格請求書等保存方式においては、原則として帳簿と「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、適格請求書発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、適格請求書の交付義務が生じる。
- ただし、**事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な一定のもの**は、**適格請求書の交付義務が免除**される。
- また、**適格請求書の交付を受けることが困難な一定の場合**は、（売り手の適格請求書交付義務の有無にかかわらず）**買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能**となる。

＜売り手の特例＞

- ＜適格請求書の交付義務免除＞
- 卸売市場に委託して行う生鮮食品等の譲渡
 - 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売り手の適格請求書交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

＜帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等＞

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

＜買い手の特例＞

- ＜卸売市場、農協等が発行した書類の保存＞
- 卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入れ

- ＜帳簿のみ保存＞
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
 - 3万円未満の自動販売機による購入
 - 郵便切手を対価とする郵便サービス
 - 適格請求書発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
 - 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
 - 従業員等に支給する出張旅費等

記載例（公共交通機関特例の場合）

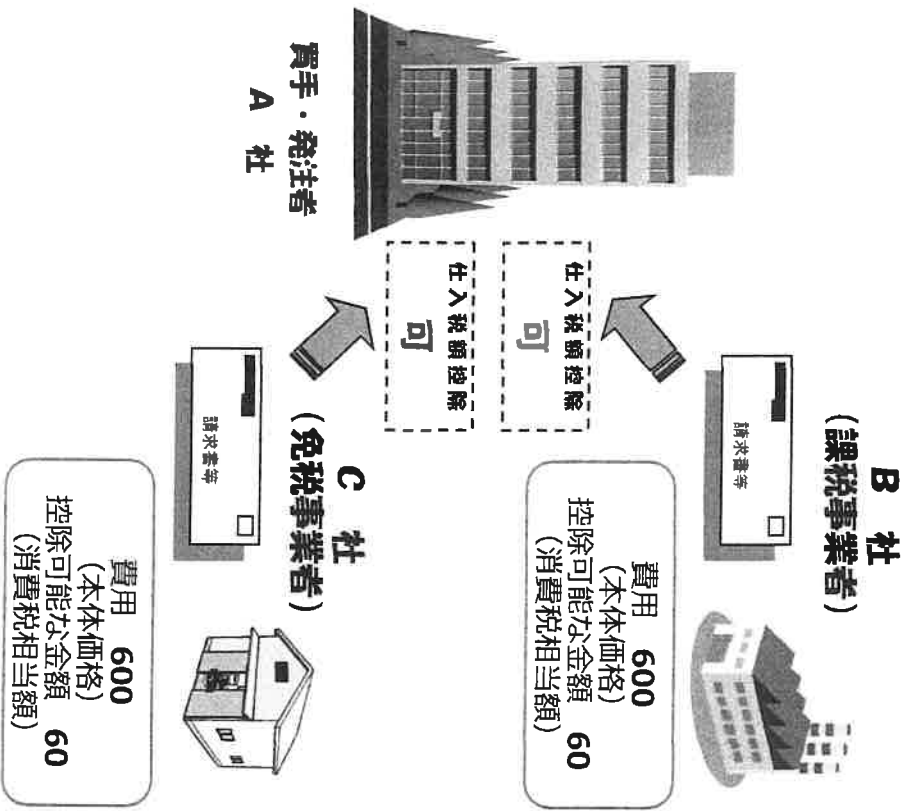
総勘定元帳（仕入）			
XX年 月日	摘要	税区分	借方(円)
4 3	J R ● ● 運賃 公共交通機関	10%	300
4 4	○ ○ 地下鉄 運賃 公共交通機関	10%	300

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

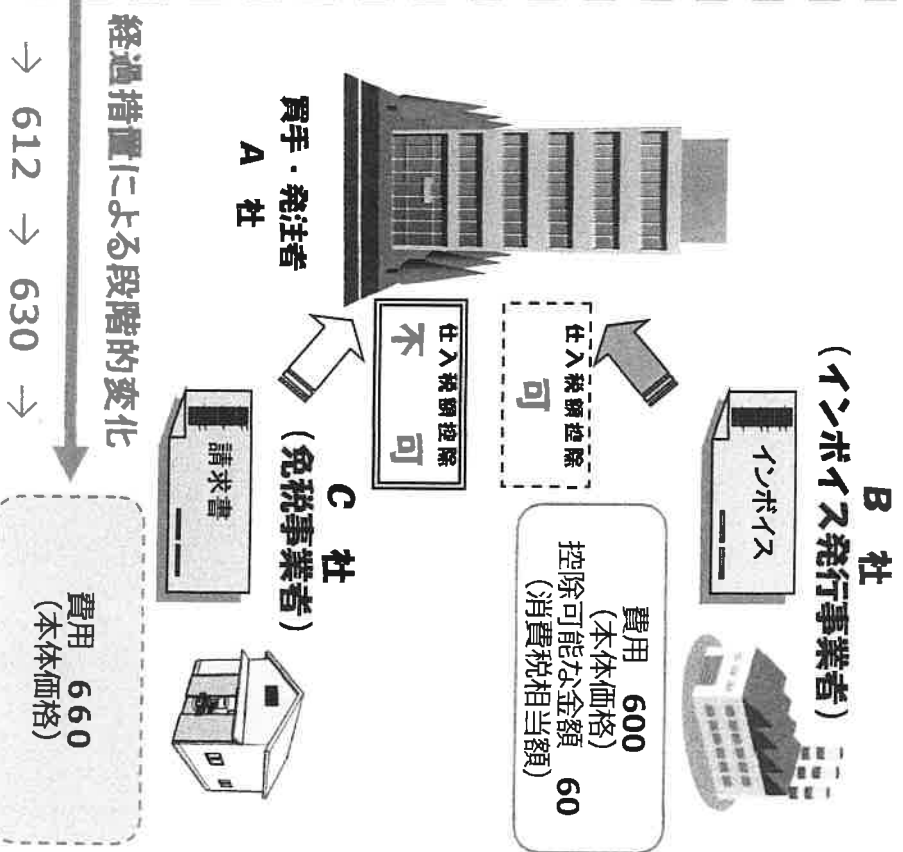
インボイス制度への移行に伴う買手による価格の捉え方

○仮に、総額6600の価格で取引を行った場合・・・

現 行 制 度



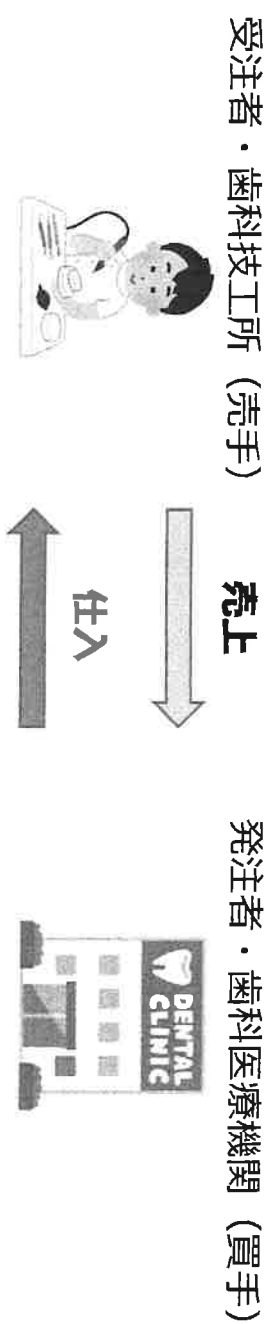
インボイス制度移行後



(注) ただし、現実の取引において、上記のように免税事業者と「同じモノやサービス」を、「同じ態様」や「同じ価格」などで提供している課税事業者が存在するとは限らない点にも留意が必要。

インボイス制度における歯科技工所の歯科医院への売上げについて

- インボイス制度移行後は、原則として売手がインボイス発行事業者（課税事業者）でなければ、買手は仕入税額控除ができないが...



- 個人 (n = 1,635)

免税事業者 62.1%	課税事業者・簡易課税 18.3%	課税事業者・本則課税 13.0%	6.6%
----------------	---------------------	---------------------	------

- 法人 (n = 503)

免税事業者 33.8%	課税事業者・簡易課税 30.4%	課税事業者・本則課税 30.2%	5.6%
----------------	---------------------	---------------------	------

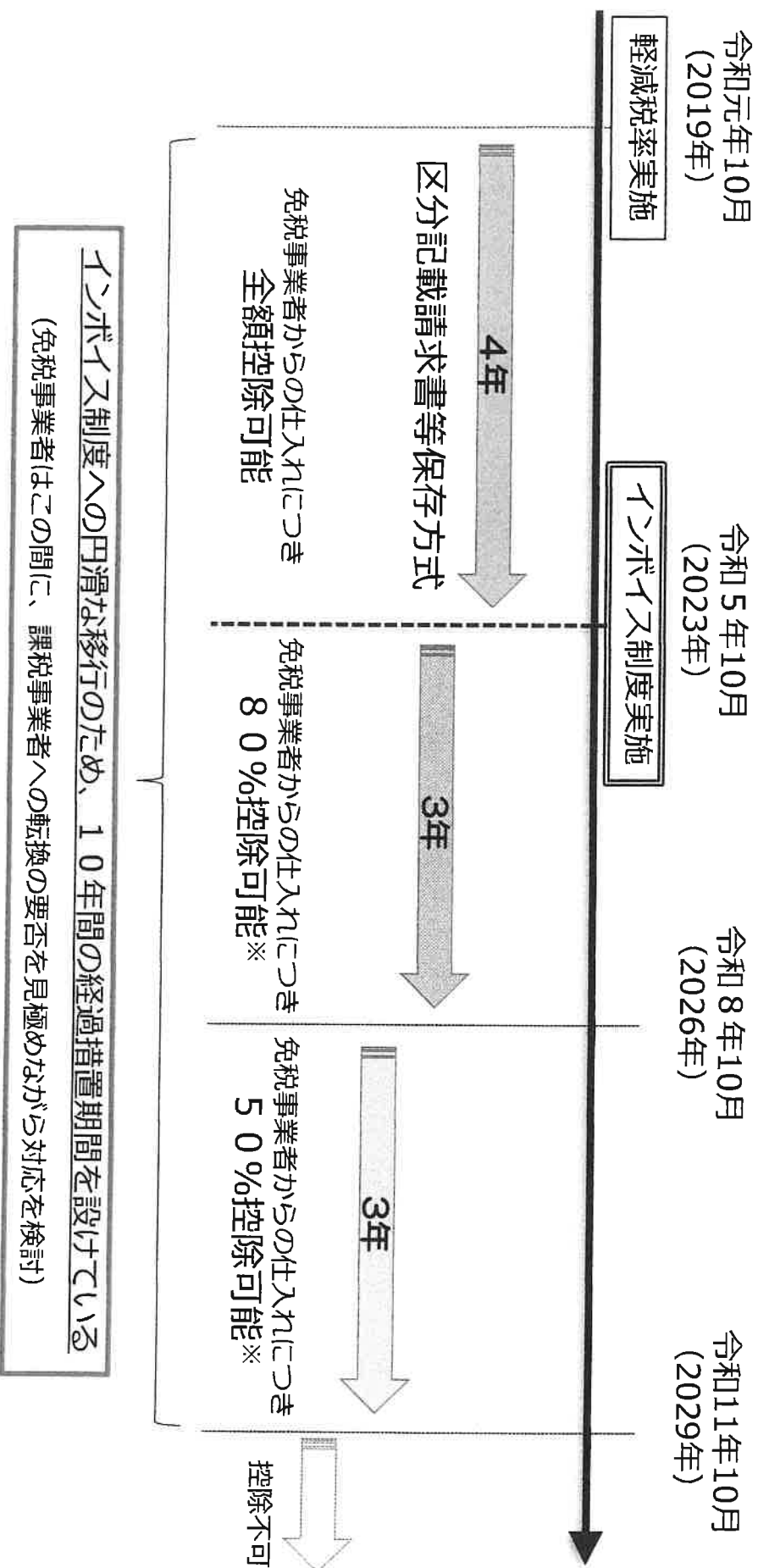
(参考) 令和2年10月調査 歯科医業経営実態調査の集計と分析 (日本歯科医師会・日本歯科総合研究機構) より

- ▶ 発注者である歯科医療機関が免税事業者及び簡易課税事業者の場合 (上図の青色部分) は、そもそも仕入税額控除を行わないか、歯科技工所 (売手) からのインボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能

- ▶ 仮に、歯科医療機関が本則課税の課税事業者である場合 (上図のピンク色部分) であったとしても、社会保険診療報酬による非課税売上の割合が多く、現行制度においても歯科技工所からの仕入に係る消費税額の多くが仕入税額控除の対象外であることも考えられる。

インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。

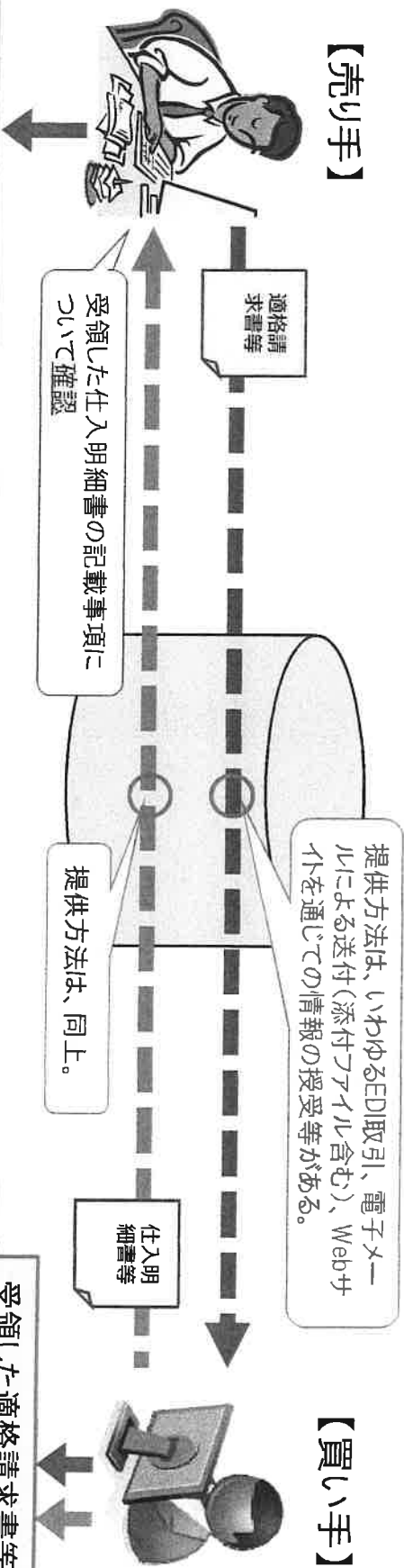


※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

適格請求書等の電磁的記録による提供について

- 適格請求書・適格返還請求書といった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- その際、提供した（提供を受けた）電磁的記録については、電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要となる。（税務署長の承認は不要）
- 仕入明細書のように買い手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売り手の確認を受けたものを電子帳簿保存法に準じた方法により保存することで、仕入税額控除が可能となる。

【売り手】



【買い手】

次の①～④を満たす方法

- ① 電磁的記録について次のイ～ハに掲げる措置のいずれかを行うこと
 - イ タイムスタンプを付す（電帳規 8 ①一・二）
 - ロ 訂正削除について一定の要件を満たすシステムを使用する（電帳規 8 ①三）
 - ハ 訂正削除防止に関する事務処理手順を定める（電帳規 8 ①四）
- ② システム概要書の備付け（電帳規 3 ①三、8 ①）
- ③ 操作説明書の備え付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保（電帳規 3 ①四、8 ①）
- ④ 検索機能の確保（電帳規 3 ①五、8 ①）

(注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

登録制度における登録番号の構成・申請手続

○ 登録番号の構成

事業者の新たな事務負担を最小限に抑える観点から、下表のとおりとする。

区 分	番号の構成
法人番号を保有する課税事業者 (法人)	T + 法人番号 (13桁)
法人番号を保有しない課税事業者 (個人事業者等)	T + 13桁の数字(注)

(注) 13桁の数字には、マイナンバー (個人番号) は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号とする。

○ 申請手続の概要

登録申請書は、令和3年10月1日以降、提出することができる。(e-Taxでも申請可能)

令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに申請しなければならない

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

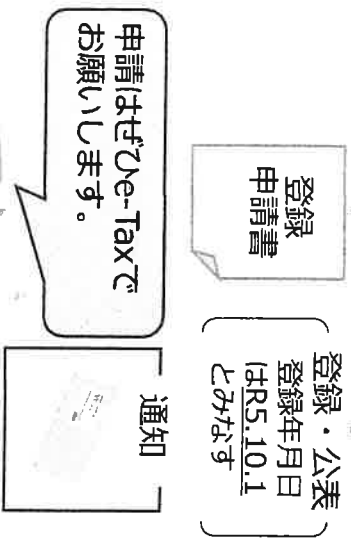
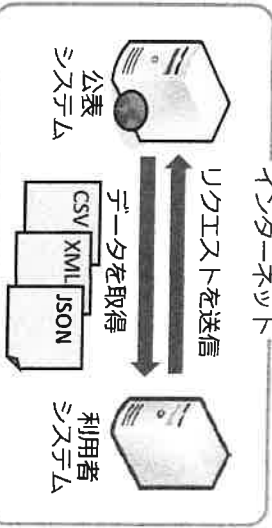
＜登録状況の確認方法の概要＞

- 検索機能**
 国税庁ホームページに構築予定の公表サイトにおいて「登録番号」を基に検索を行うことを可能とする(令和3年10月以降、利用開始)。
- ＜確認可能なデータ＞**
 氏名又は名称 (法人の本店又は主たる事務所の所在地) 登録番号、登録年月日 (取消年月日、失効年月日等)

- その他の機能**
 検索機能のほか、Web-API機能(※)、データダウンロード機能についても提供

※ Web-API機能とは？

システム間でデータ連携を行うためのインターフェース。利用には、事前にアプリケーションIDの発行届出を必要とする。



インボイス制度における免税事業者の登録申請の特例

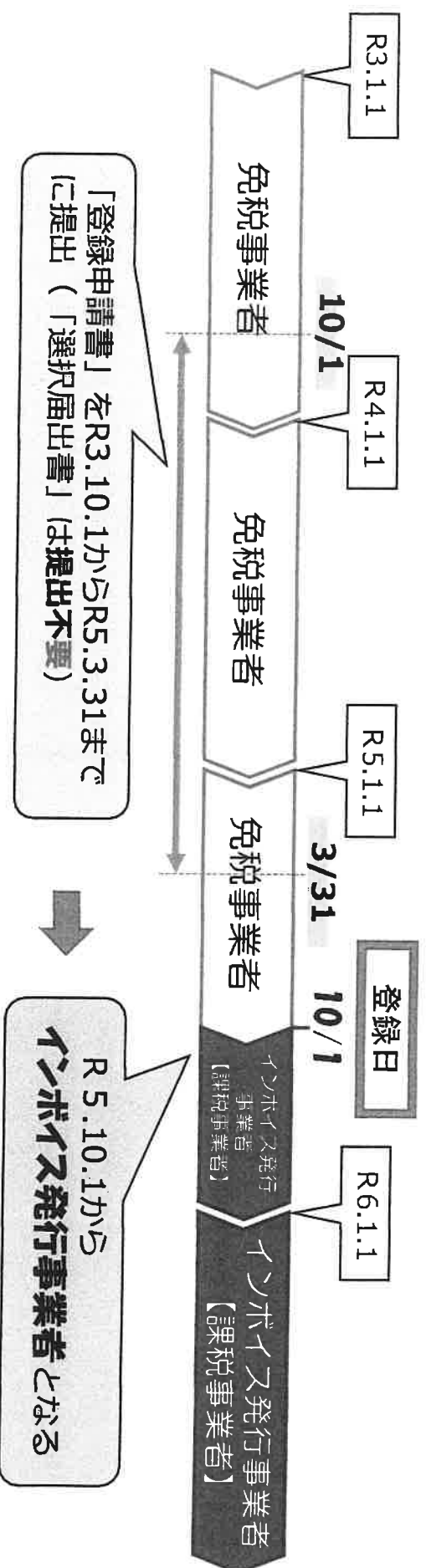
○ 免税事業者がインボイス発行事業者となる場合・・・

原則 ⇒ 登録を受けようとする課税期間（年・事業年度）の開始前に課税事業者選択届出書と登録申請書を提出する必要がある

特例 ⇒ 制度開始の令和5年10月1日に登録を受けようとする場合には、登録申請書のみを令和5年3月31日まで（※）に提出することにより、令和5年10月1日（登録日）からインボイス発行事業者（課税事業者）になることが可能

※ この日までに提出できなかったことにつき困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで

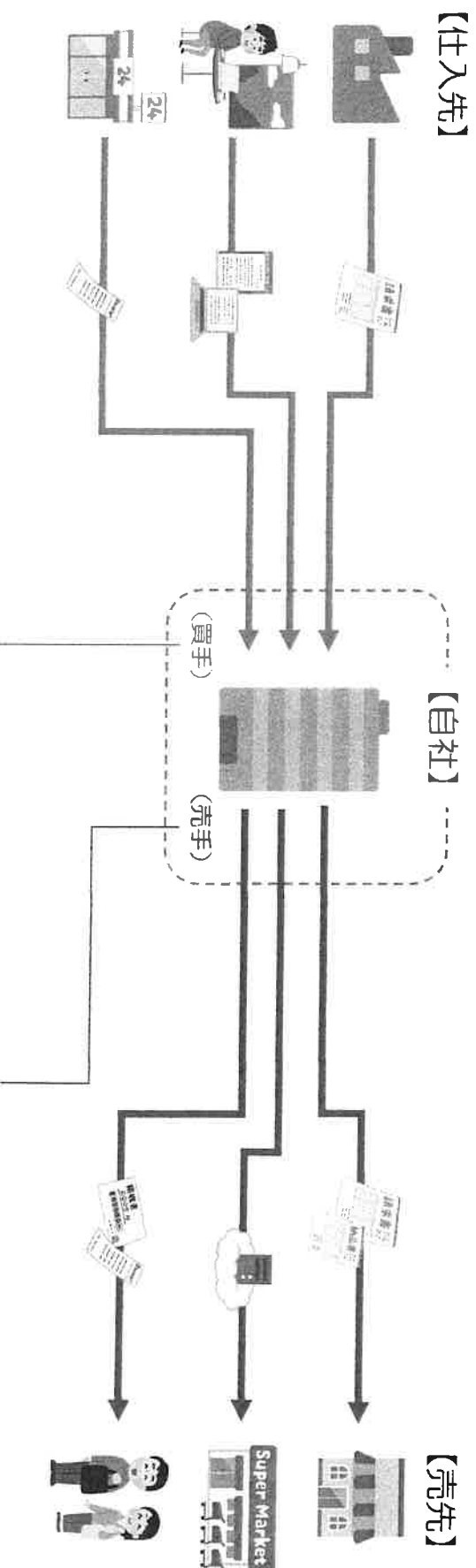
《スケジュールイメージ》 個人事業者の例（特例：R5.10.1から適格請求書発行事業者となる場合）



※ 上記特例と併せて簡易課税の選択をする場合、「消費税簡易課税制度選択届出書」(R5.10.1を含む課税期間未まで提出可能)

インボイス制度移行に向けた準備のポイント

- 制度内容を把握しつつ、**売手と買手のそれぞれの観点で**、必要となる対応を整理・検討し、具体化していくことが準備のポイント



● 買手としての対応の一例

- 継続的に取引のある仕入先等から**受け取ってくる請求書等が、記載事項を満たしているか**を確認
- 取引先等から**インボイスを受け取る部門・社員への案内**
- 必要に応じた**取引先への問い合わせ**

● 売手としての対応の一例

- **インボイス発行事業者となるかの検討・決定**
- **自身が作成している書類** (請求書、納品書、シート)のうち、**何をインボイスとするかの検討**
- どのように見直せば**インボイスとして記載事項を満たすか**検討 (税率、税額、登録番号の記載や端数処理)
- インボイスの**交付及び保存方法**の検討 (電磁的記録、券売機、レジ、手書きなど)



事業者免税点制度の概要

- 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間について、消費税を納める義務が免除されている。
- 基準期間（前々事業年度）のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは原則として資本金の額で判定。

※ 資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。

制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

これまでの制度の見直し

【平成9年税率引上げ時】
資本金1,000万円以上の新設法人は不適用（設立後2年間に限る）

【平成15年度改正】
適用上限を課税売上高3,000万円から1,000万円へ引き下げ

【平成23年度改正】

前年又は前事業年度上半期の課税売上高が1,000万円を超える事業者は不適用

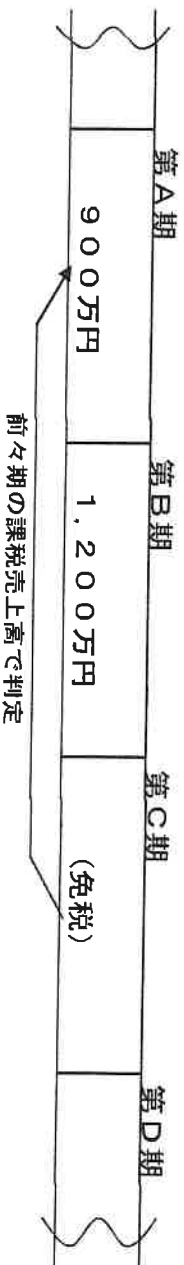
※1 課税売上高に代えて支払給与の額で判定可

※2 平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度について適用

【社会保障・税一体改革】

資本金1,000万円未満の新設法人のうち、課税売上高5億円超の事業者等がグループで50%超出資して設立された法人は不適用（設立後2年間に限る） ※ 平成26年4月1日以後に設立される法人について適用

【事例】

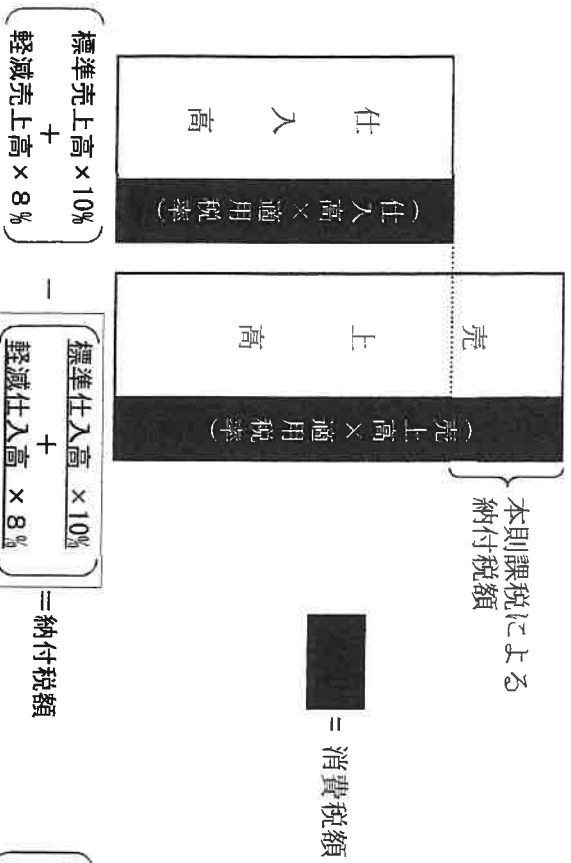


- 第C期 — 免税（第A期の課税売上高が1,000万円以下）

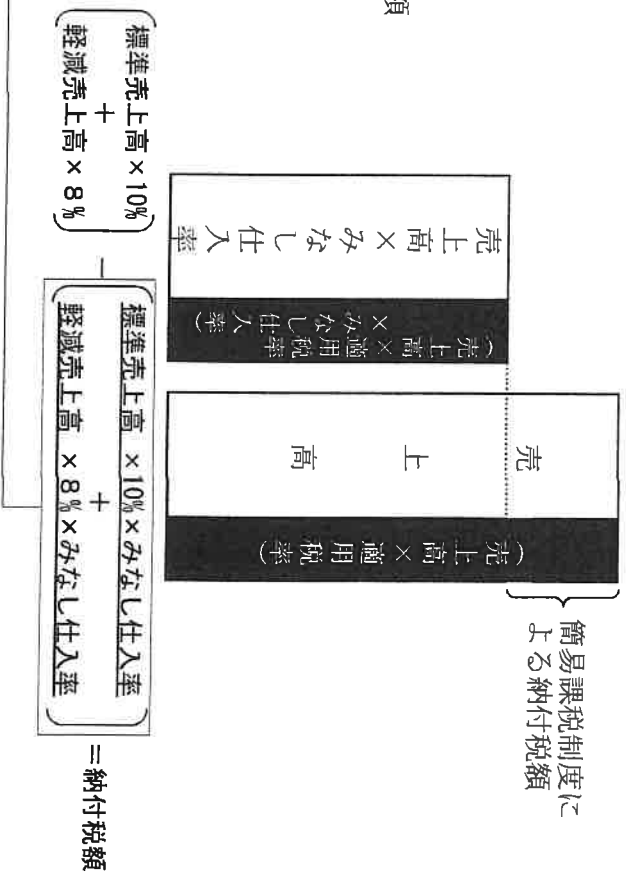
簡易課税制度の概要

簡易課税制度は、課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置。

本則課税



簡易課税



- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年(個人)又は前々事業年度(法人)の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業等 (注1)	製造業等	サービス業等 (注2)	不動産業	その他事業
90%	80%	70%	50%	40%	60%

(注1) 農林水産業のうち消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業を含む。(令和元年10月1日を含む課税期間(同日前の取引は除く)から適用)

(注2) サービス業等とは、サービス業、運輸通信業、並びに金融業及び保険業をいう。

- 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。

消費税の仕入控除税額の計算方法

消費税の仕入税額控除は、課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額を控除するもの。
 具体的には、課税売上割合に応じて以下の方法によって仕入控除税額を計算する。

課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上げ (税抜)}}{\text{課税売上げ (税抜) + 非課税売上げ}}$$

- (1) 「課税売上割合が95%以上」かつ「課税売上高が5億円以下」の場合
 ⇒ 課税仕入れ等の税額を全額控除 (いわゆる「95%ルール」)

- (2) 「課税売上割合が95%未満」又は「課税売上高が5億円超」の場合
 ⇒ 次のいずれかの方式により計算

① 個別対応方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額		
課税売上げにのみ要するもの	課税・非課税に共通して要するもの	非課税売上げにのみ要するもの
控除する消費税額	控除できない消費税額	

② 一括比例配分方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額	
(課税売上割合で按分)	
控除する消費税額	控除できない消費税額